

鹿児島市優良工事等表彰制度の概要

1 趣旨

この制度は、建設業者及び技術者の社会的評価を高めるとともに、建設技術の進歩向上と公共工事の品質の確保に資するため、本市が発注した建設工事における優良工事の施工業者及び技術者を表彰するものである。

2 表彰の対象施工業者

表彰の対象となる工事の施工業者は、本市が発注した工事で、前年度に工事検査課において完成検査が完了したものの施工業者のうち次のいずれにも該当する者とする。

- (1) より良い施工技術の導入を図るなど工事の創意工夫に努め、施工管理に優れ、完成した工事の質が高く、模範と認められる優良な工事を施工した者
- (2) 鹿児島市内に本店を有する者（共同企業体の場合にあっては、鹿児島市内に本店を有する建設業者のみを構成員とするもの）
- (3) 表彰の前年度から表彰日までの間に、鹿児島市建設工事等有資格者指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

3 表彰の対象技術者

表彰の対象となる技術者は、完了工事に従事した技術者のうち次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 表彰を受賞する優良工事の現場で、主任技術者又は監理技術者として工事の施工に従事した者
- (2) その他市長が特に必要があると認める者

4 表彰の方法

表彰は年1回、優良工事業者又は優秀技術者として、表彰状を授与して行う。

5 対象部門

対象部門は土木、建築及び設備の3部門とし、それぞれの部門毎に優良工事を決定し、表彰する。

6 表彰件数

表彰件数は、対象年度につき3部門合わせて10件程度とする。

7 選考の基準

優良工事の選考の基準は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工事請負金額が500万円を超えるもの。
- (2) 工事成績評定点が80点以上であるもの。
- (3) 配置技術者、施工管理、写真・書類管理、対外関係、出来形、出来ばえ、工事特性、専門技術、現場調査の結果等の要素を考慮した上で、他の工事の模範となるような優良な工事であるもの。

8 候補の重複

優良工事の施工業者が同一部門で重複する場合に、当該施工業者が行った工事のうち受賞

できる工事は、1 件のみとする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員として施工業者が重複する場合は、この限りでない。

各部門から選考された工事の施工業者が重複した場合は、それぞれの部門ごとに受賞することができる。

9 対象技術者

優秀技術として表彰される技術者は、工事の期間全てにおいて従事した技術者に限る。市長が特に必要があると認める者は、優良工事表彰を受賞する工事現場で、特に貢献した専門工事の技術者等をいう。